

常任委員会報告

9月3日の本会議において、各常任委員会に付託された議案審査は、慎重な審査の結果、全議案について可決した。

総務常任委員会（9月12日）

質問 議案第51号平成30年度小城市一般会計補正予算（第2号）のうちメンタルヘルス対策事業について、職員のケアの人員と報酬の支払い先及びカウンセリングの場所はどこで行っているのか。

答弁 メンタルヘルス事業は、体調不良者だけでなく労働安全衛生法に基づき、今回異動した職員全てを対象にしている。

その中でもメンタル不調者で継続的に相談を受けている職員は4月から8月までで35名。休職中の職員は6名。また、カウンセラーとして臨床心理士2名に報酬を支払っている。カウンセリングの場所は、三日月保健福祉センター「ゆめりあ」で行っている。



▲仕事量の増加でメンタル面の対策が必要

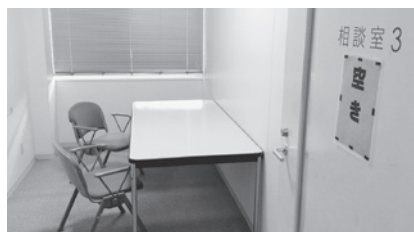
文教厚生常任委員会（9月13日）

質問 議案第42号小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、今回の条例改正によって食事の提供について緩和される小規模保育施設は何か所で、食事提供の現状は。また、今回の条例改正におけるメリットは何か。

答弁 市内の小規模保育施設は2か所で、共に連携施設の確保もできており、自園での調理もできている。今回の改正はいずれも範囲（保育所等との連携、食事の提供の特例）を拡大するというところで基準の緩和の措置になるので、小規模保育施設を新たに立ち上げたいという所については参入しやすい方向になると思う。

質問 議案第51号平成30年度小城市一般会計補正予算（第2号）の教育費について、市内4中学校の教育振興費がそれぞれ48万円、計192万円減額されている理由は。また、心理カウンセラーによる相談件数の状況はどうか。

答弁 各中学校に心の教育相談員を配置してそれぞれ48万円の報償費を計上していたが、西九州大学院の院生10名を臨床心理士資格取得のための授業実習の一環で、各中学校に相談員として配置したため、報償費が不用となった。昨年度の実績は延2,300名で増加傾向である。



▲市内中学校の相談室

産業建設常任委員会（9月14日）

質問 議案第51号小城市一般会計補正予算（第2号）のうち、交流プラザ指定管理料過年度精算金について、その内容の説明を。

答弁 精算金は29年度分で、施設管理分については、水光熱費、修繕費、業務委託料は精算することになっているので、当初見込み額から決算額を差し引いたものが精算額となる。また、収益分は協定で、実質収入額から実質支出額を差し引いた収益が指定管理料の5%を超えた場合に、その超えた金額の50%を市に納めることになっているため、478万9,860円が収益分となる。平成30年度からは新たに指定管理を締結しているので精度を上げた精算を行っていきたい。

質問 同補正予算で、まちなか市民交流プラザ整備事業について、公有財産購入費で、当初予算計上時はどのようにならしたのか。

答弁 当初予算計上は職員が土地価格比準表を用い、公示価格、周辺取引事例に地域要因や個別要因などを比準して概算で算出している。



▲不足しているゆめぷらっとの駐車場